

広島県告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十七年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

加茂油木線

三 道路の区域

区	間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧				
福山市山野町大字山野字小迫八三九番一地先から 福山市山野町大字山野字東免一〇七三番一地先まで	一四・〇〇〇	三・〇〇〇	〇	一四・〇〇〇 一・〇〇〇 〇・四七・五	九四〇・〇〇〇 九四〇・〇〇〇	ダブルウェイ 県道坂瀬川芳井線と重用
	六五〇・九〇〇	九四〇・〇〇〇				

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川芳井線

三 道路の区域

区	間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧				
福山市山野町大字山野字東ノ免四四九番一地先から 福山市山野町大字山野字小迫八三五番一地先まで	一四・〇〇〇	三・〇〇〇	〇	一四・〇〇〇 一・〇〇〇 〇・四七・五	九四〇・〇〇〇 九四〇・〇〇〇	ダブルウェイ 県道加茂油木線と重用
	六五〇・九〇〇	九四〇・〇〇〇				